

令和4年度事業計画書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

我が国で初めて新型コロナウイルスの感染者が報告されて以来、新型コロナウイルスは幾重にも変異を遂げ、未だ世界的に感染を拡大させ依然として収束傾向に至らず、本年度においても完全な終息は見通せません。しかしながら、この長期に亘る感染拡大の中、我が国経済においては、ワクチン接種の加速・治療薬の開発により、「アフターコロナ」を見据えた動きも見え始め、徐々にその回復に向けて動き出しています。また、「ニュー・ノーマル」として、テレワークの拡大や働き方改革は、いっそう進展するものと考えられます。

このような状況の下、全国社会保険労務士会連合会（以下「全社連」という。）は、引き続き新型コロナウイルスの感染状況を見極めつつ、ITをはじめ様々なビジネスの形が驚くほどのスピードで変化していることを踏まえ、社会保険労務士（以下「社労士」という。）を取り巻く社会経済環境の変化を的確に捉え、制度のさらなる発展に向けた施策を効果的に講じていきます。特に、社労士業務の推進に関する事業の中核と位置付けるデジタル化推進事業においては、マイナンバーカードの更なる利活用を推進するとともに、社労士が我が国のデジタル化を支える先端的士業であることを広く国民に理解されるよう各種施策を展開し、社労士事務所はもとより社労士の関与先企業等のデジタル化についても積極的に推進できるような施策に取り組んでいきます。加えて、経営労務診断・経営労務監査パッケージの更新及び企業への普及活動の推進も図っていきます。

埼玉県社会保険労務士会（以下「本会」という。）も、引き続き全社連と連携を図りながら、「ニュー・ノーマル」の動向を踏まえつつ、デジタル化及び働き方改革の推進をはじめとする事業を行っていきます。また、労働条件審査に関する事業、街角の年金相談センター、学校教育、総合労働相談所・年金相談センター及び社労士会労働紛争解決センター埼玉の運営等の社会貢献に関する事業を実施し、社労士制度の更なる発展に努めます。その他、引き続き内部強化に重点を置き、組織機能の円滑化、事務局体制の強化を図っていきます。特に、働き方改革の専門家として「人を大切にできる社会の実現」に取り組む社労士の存在価値はますます高まると考えられます。本会では、そのような事業環境の変化に適合できるように専門家として必要な業務遂行能力を習得できる機会を提供し、「一社に一人社労士がいる時代へ」というスローガンの下、活動してまいります。また、社労士制度の幅広い発展を目指し、埼玉県社会保険労務士政治連盟との連携を強化します。

以上のように、引き続き「誇り高き社労士」として、品位の保持、資質の向上を図るべく各種研修を行うほか、国民からの期待と多様な社会からの要請に応えるために、次の諸事業を実施します。

なお、我々社労士が目指す「人を大切にできる社会の実現」のためにも、一日も早く新型コロナウイルスが収束し、平常に戻ることを心より願っております。

(総務委員会)

1. 組織が安定的かつ円滑に機能することを目的として、引き続き会則及び諸規程の確認及び改正を行う。また、事務局体制の強化及び働き方改革を始めとする法改正に対応するため、事務局の意見も確認しながら引き続き就業規則及び附属諸規程の見直しを行う。

(財務委員会)

2. 正確、かつ、会員に信頼される適正な会計処理を迅速に行い、財務の健全化を目指す。また、会費の重要性に鑑み、全額を納入期限までに収納するよう努める。

(事業委員会)

3. 「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現へ向け、専門家として、企業を支援することができるように法改正に関する知識の習得や実務に対応できる資質の向上に関する研修を実施する。また、「誇り高き社労士」として、会員の職業倫理の徹底、品位の保持及び社労士としての在り方の再認識等のため、倫理研修、基礎研修及び勤務等研修を実施する。

(広報委員会)

4. 全社連の広報事業テーマも踏まえ、「具体的に社労士にどのような相談ができるか」、また「「一社に一人社労士がいる時代へ」が「人を大切にする企業づくり」に不可欠である」というメッセージを内外に発信していく。対外的には、動画のホームページアップに併せて、トップページをリニューアルするとともに、「社労士の日」における埼玉新聞特集記事、「年度更新及び算定基礎届」の時期のNACK 5のCM放送を始め、各種メディア等を利用して、社労士の専門分野をPRする。また、さいたまスーパーアリーナでの横断幕広告、ぬいぐるみ・付箋といった広報グッズ等にしゃろたまを積極的に活用する。本会においては、全会員が情報を共有できる「会報」や卓上カレンダーを通じて、情報提供と相互理解につながる活動を行い、更なる結束の強化につながるように努める。

(厚生委員会)

5. 支部対抗によるソフトボール、ゴルフ、ボウリングの3種目のスポーツ大会、またハイキングを行うことを予定し、行事を通じて会員の健康増進に寄与すると共に、会員・支部同士の親睦と交流の機会を提供する。昨年度のボウリング大会については、今年の4月に延期のために2回行うものとする。会員の様々な福利厚生の実現と本会の業務運営への関心や理解を深め、組織力の強化に努める。

(業務監察委員会)

6. WEBによる会員の不適切情報発信を監視し、会員が職業倫理を理解し、社労士としての品位を保つべく引き続き適正な活動をしていく。また、他士業による業務侵害、金融機関やコンサルタント会社等による社労士法違反行為に対し、調査、対応、指導、

警告等を全社連と連携しながら対策を講じていく。

(社労士会労働紛争解決センター埼玉)

7. 民間型ADR機関「社労士会労働紛争解決センター埼玉」（以下「ADRセンター」という。）の体制強化を継続して行い、総合労働相談所・年金相談センター（以下「総合労働相談所」という。）との連携を図りながら、取扱い実績の増加を目指し、広報活動の活性化、あっせん委員候補者の研修などを実施する。

(情報セキュリティ推進委員会)

8. 電子申請の更なる普及のため、業務ソフトを使用した電子申請研修会、e-GOV、GビズID関係研修会、電子申請個別指導員研修及び各支部での研修への助成を行う。また、電子申請の利便性向上のため行政との意見交換を行う。併せて会員事務所のセキュリティ強化を図るため、SRPⅡの取得促進の研修を行い、マイナンバー冊子の配布、改正個人情報保護法研修会を実施する。

(総合労働相談所・年金相談センター運営委員会)

9. 毎週水曜日、相談員による労働相談・年金相談を実施する。相談員に対し、年3回の実務研修を実施する。また、研修会欠席者に対しては、ビデオ補講を行い相談員の能力担保を行う。ADRセンターとの連携を密にし、ワンストップサービスによる迅速な問題解決手段を利用者に提供する。

新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大を防ぎつつ効果的な労働・年金相談を行うため、オンライン相談等新しい生活様式を踏まえた相談方法を検討する。

広報委員会、ADRセンターと合同で総合労働相談所・ADRセンターをPRする付箋を作成し、周知と利用者増加を図る。旧浦和市域（浦和区、緑区、南区、桜区）、旧大宮市域（大宮区、西区、北区、見沼区）の役所・支所に労働・年金相談のPR広告を掲載した窓口封筒を配置し、周知と利用者増加を図る。

令和3度中に受けた相談事例を編纂して本会ホームページに掲載し、会員に対して相談・対応の共有を図る。

(事務所管理・検討委員会)

10. 事務局の防犯対策に関する検討（訓練等含む）、会員・職員が快適に使用できる事務局及び会議室等の環境整備、情報漏洩・不正行為・迷惑行為を未然に防ぐハード・ソフト面におけるセキュリティ体制の実施とともに、災害や緊急事態への迅速な対応について必要な対策を行う。

(自主研究部会運営委員会)

11. 自主研究部会へ協力・助成を行うとともに、会報の自主研紹介コーナー及び本会ホームページの自主研紹介コーナーにて各部会の紹介を掲載し、自主研究部会の参加者の増加を推進する。自主研究発表会を開催し、多くの会員に対して自主研究部会の研究成果の発表を行う。関東甲信越地域協議会地方労務管理研修会への参加勧奨を行う。

(社会貢献委員会)

12. 社労士の行う社会貢献として、学校教育における出前講座と、自治体における労働条件審査を広く周知してもらうための活動を積極的に行う。また、出前講座及び労働条件審査の品質の向上を目指し、学校教育推進小委員会においては講師育成のための実践研修を開催し、労働条件審査小委員会においては、実務を担当する業務推進者の研修を行う。

(事業開発委員会)

13. 医療労務コンサルタント研修、介護労務管理研修、建設労務管理研修、保育労務管理研修を開催し、重点事業に関わるコンサルタント、アドバイザー等の育成を行う。引き続き小規模事業所向けコールバック事業（医療）、社会保険未適用事業所向けコールバック事業（建設）、保育士等処遇改善アドバイス事業（保育）を継続実施し、各団体への講師派遣等、労務管理の専門家たる社労士の認知度向上、事業所関与率向上に取り組む。重点事業（医療、介護、建設、保育）に関する会員向け研修を実施し、最新情報の伝達を行う。

(その他事業)

14. 日本年金機構からの委託業務である「街角の年金相談センター大宮、草加、川越オフィス」の安定的な運営を継続して行い、広く相談に応じ、年金への不安の解消とその信頼の回復に努める。また、年金事務所における年金相談窓口等の運營業務においても社労士の経験と技量を活かして相談者への良き相談員となれるよう支援に努める。
15. 全国健康保険協会埼玉支部と連携を図り、企業の健康づくりの普及を目指す。
16. 社会保険労務士四団体（埼玉県社会保険労務士会、埼玉県社会保険労務士政治連盟、埼玉SR経営労務センター、埼玉県社会保険労務士協同組合）間の連携を図り、社会保険労務士業務及び制度のPRと業務拡大を図る。
17. 一般社団法人社労士成年後見センター埼玉との連絡調整を実施する。
18. 全社連が受託した企業主導型保育施設への労務監査事業について協力する。

以上の各種委員会活動等を含め、次の諸事業を展開していくこととします。